

九世紀末葉敦煌諸郷「納草曆」の復原

——学郎課本三卷(P.4019・P.3349・P.3368)の

一体的架蔵の証跡たる *épice* (付属細片) をめぐって——

海野 洋平

はじめに

ロンドン) 倫敦・巴黎・サンクトペテルブルク・聖彼得堡として北京へと、甘肅の僻陬から世界各地に四散した数万点もの敦煌文書の中には、収蔵諸機関の枠を超えて相互に接合し、往古の相貌が現今の世に甦る写巻も少なくはない。<sup>(1)</sup> いずれも敦煌千仏洞の第七窟(所謂「藏経洞」)を同一の来源とする以上、至極当然の道理ではある。この分断は、確かに列強諸国の文物争奪が齎した近代史の不幸な一幕には違いないが、一面では、後世の偶発的な離散に過ぎないとも言い得る。

他方、写本の中には、十一世紀初頭の藏経洞封閉より以前、夙に古人自身の手で切り裂かれ、断簡零墨と化した文献も散見する。払い下げの官文書や書き損じの写経など反故紙は往々にして適宜裁断され、損傷した経巻や典籍

の修繕に再利用されたのである。それ故に残片同士を綴合し原状を回復できる事例も幾許かは存在する。<sup>(2)</sup>尤も、それは、専ら或る一点の書卷内に限って見られるケースが大半を占めるであらう。

本稿で取り上げるのは、用済みの公文書一通が寸断され、都合三件の写卷（仏国立図書館所蔵ペリオ将来敦煌漢文獻 P.4019・P.3349・P.3368）の紙背へと離隔するに至った珍しい一例である。それら *piece*（付属細片）から復原されるのは「納草曆」（擬題）、即ち慈惠郷など敦煌県所轄の郷ごとに税草の納入者名を納付数量とともに列記した帳簿である。

税草は土地税の一種であり、<sup>(3)</sup> 関連史料は敦煌・吐魯番文書にも若干は遺存するものの、決して多くはない。本「納草曆」は、極度の碎片性と複数の番号に跨がる散在性ゆえに、従来、税草に関する専論に於いても看過されてきたが、数少ない中の貴重な史料の一点であり、記載された人物のうち数名が同時期（九世紀末葉。後述）の文書二種の中にも存在していることも注目される。本件は、このように張氏帰義軍期の敦煌基層社会の考究に資する相關史料にも恵まれた、社会経済史研究の稀有な一次文献である。

もとより筆者の本来の問題関心は、P.4019・P.3349・P.3368に貼り付けられていた、もう一組の修補紙——王羲之「額書論」<sup>(4)</sup>（「尚想黃綺」帖）の習字——の方にこそあるのだが、書写年代考究の一環として、本「納草曆」についても検討を加える必要性が副次的に生じてきた。社会経済史の専門家による向後の幅広い活用・討究に供すべく、門外漢たる浅学のほどをも顧みず、敢えて煩瑣な復原過程の始終を公表することとした次第である。

## 一、「納草曆」断片の基礎的考察

「納草曆」復原の作業に先立ち、対象の紙片十八件を瞥見しておこう。後掲の復原図<sup>(写真図版1)</sup>・積文1 (①②③⑦⑪⑫)・第二節(二)・復原図<sup>(写真図版2)</sup>・積文2 (④⑤⑭)・第三節(二)・写真図版3・積文3 (⑯)・同(三)・写真図版4・積文4 (⑥⑧⑨⑩⑬⑮⑰⑱)・文末)を<sup>(5)</sup>ご覧いただきたい。なお、○囲みの数字は本稿での整理番号であり、①～⑫P.4019piece 2a～1⑬同piece3' ⑭・⑮P.3349piece3 (二断片)' ⑯P.3368piece2・piece3 (原所蔵機関に<sup>(6)</sup>綴合)' ⑰同piece4' ⑱同piece5' の対応となる。積文の☒は残画のみの漢字、☐は判読不能の文字、ゴシックは強調を表す。

写真を一瞥すれば明らかのように、総数十八点の零碎なる断編残簡は、記載形式が全て斉一である。具体的に内容に即してみると、「平康〔郷〕」(⑬P.4019piece3)・「洪池郷」(⑰P.3368piece4)など、郷名が紙面上部に掲げられ、その下に人名と物資の数量とが、

安通達廿束 (①P.4019piece2a) 令狐清奴草壹車 (③P.4019piece2c)

陳小骨六束 (⑭P.3349piece3) 安進達一車廂 (⑮P.3349piece3)

張文君八束 (⑯P.3368piece2・piece3) 汜友信一車廂 (⑰P.3368piece2・piece3)

の如くに羅列されて行く書式である。しかも、「束」<sup>(7)</sup>ないしは「車」<sup>(8)</sup>「車廂」<sup>(9)</sup>なる計量の単位も一貫している。所々に「草」と散見するので、徴収物資は草(まぐさ)、つまり土地税の一項たる税草に相違ない。このようにして見れ

ば、敦煌県所轄の十一の郷——各郷名は第三節(一)にて閲説——ごとに、稅草の納入者を納付額とともに列記した帳簿、と推断して大過あるまい。土肥義和氏が①～⑤⑦⑩～⑫の資料名を「納草東曆」と道破されたのは卓見である<sup>(10)</sup>。但し、「東」「車」二種の量詞の併用を踏まえて、擬題は「納草曆」と微修正する方が適切ではなからうか。今日でこそ編号の相違する三件の書卷に跨がって断簡・細片は無秩序に散在しているものの、元来は紛れもなく一体的に或る一つの文書を構成していた、という推理に疑いを差し挟む余地は皆無かと思われる。尤も、外観の類似性や記載形式の一致を単に指摘するのみでは、各人物の同時代性、或いは残片相互の共時性は未だに検証されおらず、写本の同一性を完全に証明したことにはなるまい。次節以下では、個々の人名を手掛かりとしつつ、帰一化に努めてみることにしよう。

## 二、「納草曆」の復原Ⅰ——慈惠郷の場合——

⑭P.3349piecesの「陳興晟」は、「唐光啓二年丙午歲(886)十日社司転帖(写録)」(S.1453v)に、①P.4019piece2aの「劉加興」は、「唐天復二年(902)十一月九日慈惠郷百姓劉加興租与地契(習書)」(S.5927v)にも、それぞれ検出されるので、「納草曆」碎片の概略年代は、ごく大雑把に見れば、八九〇年を中心とする大略二、三十年ほどの幅に収斂して来るであろう<sup>(13)</sup>。

その上で、本「納草曆」との比較考量に資する、ほぼ同時期の有力な史料を探索すると、

「唐年次未詳〔九世紀後期?〕沙州諸郷欠枝夫人戸名目」(P.3412v)

「唐大順二年（891）正月沙州翟明と等戸口受田簿」<sup>(15)</sup>（P.338および羅振玉旧藏本）の二件が得られる（以下、各々「人戸名目」「受田簿」と略記）。P.348vに關する雷紹鋒氏の專論によれば、双方併載の人物が複数確認され、しかも、前者の下限年次は乾寧元年（894）と見積もられる。<sup>(16)</sup>「九世紀後期」との池田温氏の時期推定は穩当であつた。<sup>(17)</sup>「人戸名目」は、五百四十余名もの長大な人名リストでもあるだけに、九世紀末葉の敦煌文書の考察、就中、写本の年代比定を行なう際に、またとない恰好の座標軸を提供してくれるのである。

(一) 関連の慈惠郷史料二点

「人戸名目」は、「柴の納入を欠いた戸主の名簿」<sup>(18)</sup>であり、人名は郷ごとに纏めて列挙されている。いま試みに「慈惠郷」の箇所に限って掲出する（以下、「史料i」と略称）。

慈惠郷全不納枝夫戸

石安君欠枝十四束半 康文達欠枝廿二束半 高得元欠三束 (二行、中略)

柴天兒<sup>(鬼)</sup>欠十束半 田曹九欠三束 唐再子欠六束 唐威建欠七束

羅什得欠十四束 曹王忤欠十三束 馬章六欠枝八束 (二行、中略)

張文奴欠十四束 石文信欠十三束 石祿山欠十束半 傅山欠四束

晝安多欠九束 劉加興欠九束 劉力欠九束半 樊小子欠十一束

王安君欠十二束 羅和君<sup>(?)</sup>欠五束 白國子欠五束 陰<sup>(三)</sup>欠六束 (二行、中略)

史三娘欠三束 索通信欠五束 宋骨と欠八束 王教定欠六束  
 董胡子欠七束 何再盈欠九束 燒略丹三束 僧石奴子廿一束  
 趙通達欠枝六束 張文と欠枝三束 史留住欠六束

(四行、中略)

「枝」とは、他の史料では「柴」と記される方がより一般的であろうが、「燃料や工所用の薪や枝類」のこと、要するに土地税の一種たる税柴である。文書形式は、冒頭に「慈惠郷全不納枝夫戸」という見出しを掲げた後、「欠枝」の数量とともに人名を延々と列記して行く体裁である。総数五十六名に上る、税柴未納者のリストに他ならない。

他方、「受田簿」(P.334)および羅振玉旧藏本<sup>(21)</sup>は、佐竹靖彦氏の研究によれば、「手実の内容をそのまま戸籍として使用した」官文書である。羅振玉・貞松堂本の後半は、僅かに「□進通」「杜常住」「趙曹九」三戸分の残存に過ぎないが(以下、「史料ii」と略称)、戸主の姓名・年齢に続けて、家族の名前・年齒を列挙、一旦改行のち受田総額を標記して、以下にその内訳たる耕地一段ごとの面積を四至とともに逐一列記、末尾は「大順二年辛亥正月一日、百姓〇〇〇戸」との結罪保明の文言で結ばれる、手実様の文書である。田土の記述は、

都て受田參拾捌畝。城東の第一渠の地壹段貳畝を請ふ、東は子渠に至り、西は趙約子に至り、南は張文みに至り、北は河に至る。  
 (□進通)条

の如くに書き出される。「□進通」「杜常住」各条に見られる「城東」(沙州城東方)の「第一渠」とは、敦煌オアシスの大本・甘泉水(党河)から分流する「東河」より用水を北東に導いて、慈惠郷の農地を潤す一条のクリークである<sup>(23)</sup>。従って、そこに記載された耕地の所在地は、慈惠郷に他ならない。かくて史料iiは、「受田簿」の「慈惠郷」

部分と特定できるのである。四至の中に散見する「張文」と「石安君」「石奴子」「□進通」条・「宋骨」と「田曹九」（「杜常住」条）が前掲の史料*i*にも併出する共通性からも、その論定は十二分に補強され得よう。かくまでも多数の人名の合致は、両史料の年代の著しい近接性をも如実に物語っている。

(一) 「納草曆」の「慈惠郷」条

幸い「納草曆」中の「劉加興」（①P.4019piece2a）と「石祿山」<sup>(24)</sup>（③P.4019piece2c）の二名は史料*i*に、他方、「杜常住」（②P.4019piece2b）は史料*ii*に、各々見出される。とすれば、①②③の三片はみな「慈惠郷」条の一部であると断定して問題ない。併せて、本節冒頭の「唐天復二年（902）十一月九日慈惠郷百姓劉加興租与地契」（S.527v）をも想起すべきであろう。これらを踏まえた上で、改めて②P.4019piece2bの写真を熟視してみると、上方の凸部、余白かと思われた部位の右端に、極々淡い筆跡ながらも「慈惠郷」三文字の左側の残画が確と残存している事実が気が付く。BnFの画像公開頁Gallicaの高精細カラー写真の拡大版では一層鮮明で、これこそ決定的な徴証となる。なお、①P.4019piece2a末行「羅什得」の姓氏については、字冠部の「三」が判然とせぬものの、史料*i*と対校すれば正しく釈読推定できる。

かくて凝聚せる①②③の中核的な三点を主軸として、紙片輪郭の形状、残画同士の接合、文字の大小、墨色の濃淡、筆線の粗細、行間の広狭、等々を総合的に勘案しながら、連接し得る紙片を他にも索めてみると、①⑦⑫の小片が新たに浮かび上がってくる。私案の復原図とその釈文を次に掲げよう（復原図1・釈文1）。

①P.4019pièce2a  
(慈恵郷) 劉加興・羅什得

②P.4019pièce2b  
慈恵郷 杜常住

【復原図<sup>1)</sup>】

②P.4019pièce2b+④pièce2k+⑥pièce2c+①pièce2a+⑦pièce2g+⑫pièce2l

⑦P.4019pièce2g



⑫P.4019pièce2l

⑪P.4019pièce2k

③P.4019pièce2c  
(慈恵郷) 石祿山

0 5cm

- ①P.4019pièce2a BnF 14.8×10.1cm 明るいベージュ色 (10YR6/4)
- ②P.4019pièce2b BnF 14.9×4.9cm 10YR6/4
- ③P.4019pièce2c BnF 9.0×5.6cm 10YR6/4
- ⑦P.4019pièce2g BnF 6.1×10.8cm 10YR6/4
- ⑪P.4019pièce2k BnF 4.2×4.1cm 10YR6/4
- ⑫P.4019pièce2l BnF 6.6×2.2cm 10YR6/4



【釈文1】

1  惠  雁

賀雁<sup>?</sup> 子草壹車 王神<sup>?</sup> 壹車 李六子肆拾束

2 安<sup>?</sup> 君貳拾束 杜常住草壹車 令狐清奴草壹車

3 張<sup>?</sup> 兒<sup>見</sup> 一車廂 侯田三十<sup>?</sup>     一車廂 石祿山磨草<sup>?</sup>

4 壹車 郭歲<sup>達</sup>  一車廂  束

5 趙君<sup>?</sup> 廿束 李八子廿束

6 安通達廿束 何再安廿束

廿束 劉加興十

8 一車廂<sup>?</sup> 高小子十束

9 箱 張太安廿束 郭<sup>謹</sup>

10 羅什得六束

(空白)

11 兒<sup>見</sup>

草壹<sup>?</sup>  李石光<sup>?</sup>

13 索康八草叁車廂 宋<sup>?</sup>

14 興<sup>?</sup> 一車

15 廿束

ちようど②と①との断裂部にかかる「郭歳達」は、或いは「郭歳達」であろうか。P.2766『論語集解』巻第一の紙背には、十二行に及ぶ人名リストが手筋よく記され、その末尾の

咸通十二年四月五日、孝生大歌高加盈・康<sup>?</sup>達・李栢盈・王骨と

なる識語一行の左側余白には、稚拙な筆運びで「郭歳達」と遊び書きされている<sup>(26)</sup>。この「郭歳達」なる人物は、恐らくは、「孝生大歌」の諸兄と机を並べていた学童の一人、そして筆致から推測するに、十歳前後の幼童に相違あるまい。咸通十二年(871)から十年の後、八八〇年代にもなれば既に成年に達しており、「納草曆」に登載されているのも一向に不思議はない。「郭歳達」その人の納草額については、料紙の欠損が甚だしく、殆ど字形を留めていないものの、③P.401piece2cの「一車廂」の運筆を念頭に置きつつ、②①の極々僅かな残画を点綴してみれば、空白部には確かに「一車廂」三文字の字形を見て取れるであろう。

②と①①と③、①と⑦、⑦と⑫、各々の綴合に関しては、一目瞭然、贅言を要しまい。

ところで、②の上端から③の下端まで、料紙の天地を復原図1の上で計測してみると、27cm内外となる。一般的に官文書用の紙の寸法は、縦一尺(約30cm)・横一尺半であったから、本「慈恵郷」条の現状は、襖紙としてP.409の裏打ちに二次利用されるに際して、下辺が3cmほど裁断された加工後の姿と思われる。恐らくは、P.409本体の料紙が紙高一尺に満たない一回り小ぶりのサイズであった規格差に、その原因は求め得るであろう。但、第一行・第二行の全き記載内容から推考する限り、行末に文字の欠損は想定し難いので、欠失した下部3cmは余白であったと推断して支障ない。

第十・十一行の間には若干の空白が認められる。⑰P.306piece4「洪池郷」条が十行弱に止まる類例に鑑みて、「慈恵郷」の部は十行にて完結し、それ以降はまた別個の某郷の一段であったと推想される。毎行ほぼ三〜四名の記入割合ゆえ、一郷あたりの収載総数は概ね三、四十名に上るであろう。料紙一枚に約二郷半は収まる勘定なので、畢竟、文書原状の全容は、五紙内外を張り継いだ総長七尺半ほどの案巻であったと推定されることになる。

### 三、「納草曆」の復原Ⅱ——莫高郷と赤心郷の場合——

慈恵郷のケースでは、幾つもの好条件が重なり、復原は比較的容易であった。だが、次に見る莫高郷と赤心郷に關しては、断定しきるに足るだけの史料が十二分には得られぬ憾みが残る。その点を予めご了承願ひ、作業を続行することとしたい。

#### (一) 関連の莫高郷史料二点

先の手法に倣つて、まず連関性の深い「人戸名目」と「受田簿」を紹介しておこう。

「人戸名目」の「莫高郷」条は総計五十七名からなる（以下、「史料iii」と略称）。〔莫高郷〕「□□□□全欠枝夫人戸名目」との見出しの下に、十五行に亘つて「枝夫」の「全欠」者を四十四人、「納半欠半人名目」項下に半納者を十三人、掲出している。冒頭部は料紙が欠損し肝心の郷名が亡佚しているが、そこには必ずや「莫高郷」という三文字が存在した筈である。

そもそも、「人戸名目」における諸郷の配列は、□□・燉煌・神沙・龍勒・赤心・洪閏・慈惠・平康・效穀の如くであり、全十一郷の内、郷名の見当たらないのは莫高・洪池・玉關の三郷に過ぎない。とすれば、「□□□□」に該当し得る候補は、この三者を措いて他には無い。留意すべきは、欠字が卷首に位置することである。通常、敦煌県所轄の郷名を列举する際、

燉煌・莫高・神沙・龍勒・玉關・洪池・洪閏・效穀・赤心・平康・慈惠 (P.2738v)

燉煌・莫高・神沙・龍勒・洪池・洪閏・玉關・赤心・慈惠・〔效〕穀 (P.3145v) 平康ナシ

燉煌・莫高・神砂<sup>(抄)</sup>・龍勒・慈惠<sup>(寫)</sup>・赤心<sup>(洪)</sup>・拱潤<sup>(西)</sup>・平康<sup>(漢)</sup>・拱池<sup>(漢)</sup>・效穀 (S.4504r) 玉關ナシ

の順で連記され、殊に燉煌・莫高・神沙・龍勒の四郷に限っては、常に序次は一定している。「人戸名目」では筆頭二郷が相い前後している点こそ些か変則的ではあるものの、沙州第一の靈地・莫高窟に因む莫高郷が劈頭に序列される権変は、決して不自然ではない。

次に「受田簿」(P.3334および羅振玉旧藏本)であるが、「莫高郷」箇所はP.3334の方にある(以下、「史料iv」と略称)。年紀・書式ともに史料iiと同一。首尾完存するのは「翟明々」戸の全十九行に止まり、その前には、族人「翟和勝」条の末尾一行のみが辛うじて残存する。文中に見える「陽關」渠とは、沙州城の南西にて甘泉水から北東へ導出された一条のクリークであり、莫高郷の西北一帯を流れている<sup>(30)</sup>。下流は「南支渠」<sup>(31)</sup>「北支渠」に分岐しているらしい。「翟明々」の耕地は、それら渠水の流域に位置する「南沙」<sup>(31)</sup> 莊なる村里に所在する。或る一段は「呉什得」の田地の西側に隣接していた。史料iiiに登載される「呉什得」が「莫高郷」に属する人物でもある以上、史料ivも亦た同

郷の「受田簿」に他なるまい。史料iiiの欠字を「莫高郷」と推断した先の論定は、この点からも逆に傍証・補強されるのである。

(二) 「納草曆」の「莫高郷」条

「納草曆」断片の⑤P.4019piece2e「陳賛實々」、そして⑭P.3349pieces3「陳興晟」と「陳小骨」は、以下の如く、S.782v「納贈曆」に併出する。なお、「陳興晟」は、第二節にて先述の通りに、「唐光啓二年丙午歲(886)十日杜司転帖」(S.1453v)にも現れる人物であった。『ITD』が自余の史料とも考え併せてS.782vの年代を「九世紀後期」と比定するのは穏当な判断であろう。

陳闍利粟一斗熟布一疋柴 陳興晟麵粟柴生紬二丈

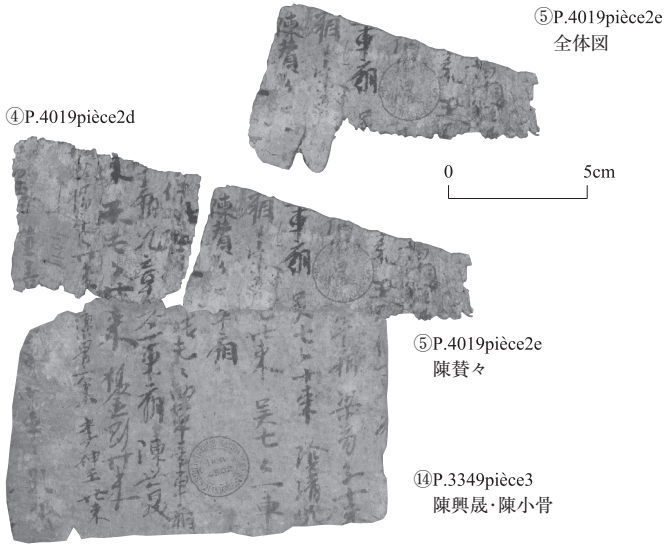
陳小骨粟麵條一段柴 陰闍利麵粟條一段又生布

劉賢者麵粟一疋柴 鄧恩子麵粟條一疋

鄧再清粟麵 閻賛力粟麵生布一疋

令狐安屯麵 陳賛と麵粟 (以下十四行、省略)

片やP.4019へ、片やP.3349へと分散していた「陳賛實と」および「陳興晟」・「陳小骨」は、このように、別個の写本上では却って一所に名を連ねている。人物相互の同時代性は疑うべくもない。「納贈曆」とは香奠帳であり、本件は或る社(民間の互助組織)の成員の喪葬に際して作成された書付であろう。通常、社の結成自体は必ずしも「巷社」



- ④P.4019pièce2d BnF 5.9×6.8cm 10YR6/4
- ⑤P.4019pièce2e BnF 6.0×10.4cm 10YR6/4
- ⑭P.3349pièce3 BnF 8.7×13.7cm ベージュ色

【復原図2】  
字成圖成之  
 ⑤P.4019pièce2e + ④P.4019pièce2d + ⑭P.3349pièce3

【釈文2】

- 11 [?] [?] [?] [?] 董善 [?] [?] [?] 束 孔奴
- 10 [?] 楊 [?] [?] 甘束 陳小骨 六束 李神王 甘束
- 9 束 王屯 [?] 甘束 楊金剛 [?] 甘束
- 8 車廂 汜章六二車廂 陳興晟
- 7 件 [?] [?] 張屯 [?] 納草壹車廂
- 6 陳贊(實) 一車廂
- 5 廂 索安 [?] 甘束 吳七 [?] 一車
- 4 車廂 吳七 [?] 十束 陰清兒(冠)
- 3 廂 [?] [?] [?] 一車廂 梁荷子 十束
- 2 束 王 [?] [?] [?] 一車廂
- 1 [?] [?] [?] [?]

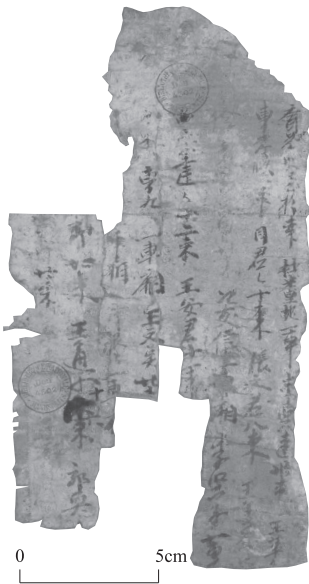
「村隣」など地縁的なものばかりとは限らず、身分の高下や僧尼・俗人など加入者も多様で、結社の目的に応じて種々の形態をとり得る<sup>(33)</sup>。但し、当該の三者のケースに於いては、殊に「納草曆」との不可分な連関に照らしてみろかぎり、居住地は近隣同士である蓋然性が高い。かかる密接な相関関係を手掛かりにして残片の接合を試みてみよう（復原図2・釈文2）。

⑤ P.4019piece2eを全体図にて観察してみると、その左下の部位、W形の突出部に文字は無く、その箇所のみ局所的に料紙の色調が明るい。恐らくは、「納草曆」を切り裂く際に、そこだけが部分的に、⑭ P.349piece3の背面から薄く剥がれたのであろう。その突起を⑭裏側に潜り込ませつつ位置関係を調整すると、断片間の残画、就中、第四行の「吳<sup>呉</sup>」字を構成する「口」と「天」とは寸毫違わずに符合する——尤も、「呉七ミ」が前後重複する理由は不明——。残念ながら、⑤④⑭の人名は、一人として史料iii・史料ivの中には見出せない。だがしかし、S.782v「納贈曆」にて「陳賛<sup>贊</sup>ミ」「陳興晟」「陳小骨」と一緒に連記されていた「鄧恩子」は、史料ivによれば、「莫高郷」に農地を有する人物である。この事実は、⑤④⑭三片を「莫高郷」に結び付け得る一縷の媒介項とは言えまいか——無論、あくまでも、S.782v「納贈曆」に列記された人々が全て同一の郷に属していたことが大前提となる——。慈惠郷の場合とは異なつて、直接的な証明が叶わぬので些か説得力に欠けるのだが、現時点における一つの可能性として提示しておきたい。

【积文3】

- 1 齋<sup>齋</sup> [?] [?] 拾束 杜糞埴一車 [?] 賢達卅束 王 [?]
- 2 曹孝順 [?] 束 目君之十束 張文君八束 王 [?] [?] [?]
- 3 拾束 [?] 留之廿束 汜友信一車廂 李賢子一束
- 4 [?] 宋建之十二束 王安君十一束
- 5 [?] [?] 曹九一車廂 王文英廿 [?]
- 6 車廂 齋<sup>齋</sup> [?] 之一車 [?]
- 7 郎廿束 王通子 [?] 束 郭 [?]
- 8 [?] [?] 廿束 [?] [?] [?] [?]

【写真図版3】



⑬P.3368pièce2・pièce3 BnF  
23.1×12.1cm 淡黄褐色 薄紙



(三) 「納草曆」の「赤心郷」条

⑩ P.3368piece2・piece3の釈文は以下の通り(釈文3・写真図版3)。第四行に記載されている「王安君」は史料に既出である。ならば、本史料⑩をば「慈惠郷」条の後続部分と断定してもよいのであろうか。ところが先掲の復原図1には、この紙片が整合的に連接する余地は絶無である。のみならず⑩は薄紙であり、「慈惠郷」条とは料紙の厚薄も、そして紙色も相違している。「人戸名目」では「赤心郷」の条に「王安君欠十二束、渠」ともあり、同名異人の「王安君」が別に存在する。かくて⑩は辛うじて「納草曆」の「赤心郷」部分と特定できる。

又、第三行の「<sup>?</sup>留<sup>?</sup>」(朱筆)とは、同「赤心郷」条に「呂留<sup>?</sup>欠九束」「石留<sup>?</sup>欠九束」と記される人物の、いずれか一方と推定される。肝心の「<sup>?</sup>留<sup>?</sup>」の姓氏が判然としないが、もし判読不能の一字が「呂」乃至「石」ならば、⑩を「赤心郷」箇所と同定する論断はなお確かなものとならう。

蛇足ながら、田夫「石留<sup>?</sup>」は史料ii「<sup>?</sup>進通」条にも現れ、住家から少し離れた隣郷内にも農地を所有していた様相を窺知し得る。赤心郷は西北部が慈惠郷の東南部と境を接しているので、<sup>(35)</sup>彼はその近辺の地区に居住していたに違いない。往時敦煌に暮らしていた一介の庶民の生活圏域の実像一斑が彷彿とし、甚だ興味深いことである。

むすびにかえて——piece(付属細片)の古写本学的な価値の一端——

本論の考証を通じて、九世紀末葉、すなわち張氏帰義軍期の敦煌基層社会に関する諸文献群には、既知の二史料、「唐年次未詳(九世紀後期?)」沙州諸郷欠枝夫人戸名目(P.348v)と「唐大順二年(891)正月沙州翟明<sup>?</sup>等戸口受

田簿」(P.3384及び羅振玉旧藏本)とに加え、

「唐年次未詳〔九世紀末葉〕沙州敦煌諸鄉納草曆」(擬題)

「慈惠鄉」条 (P.4019piece2b + P.4019piece2k + P.4019piece2e + P.4019piece2a) ・ 某郷条 (P.4019piece2g + piece2i) ・

「莫高郷」条 (P.4019piece2e + P.4019piece2d + P.3349piece3) ・

「赤心郷」条 (P.3368piece2・piece3) ・

「洪池郷・玉關郷」条 (P.3368piece4) ・

「平康郷」条 (P.4019piece3) ・ 郷名未詳断片 (P.4019piece2f, piece2h, piece2i, piece2j, P.3349piece3, P.3368piece5)

なる一史料の列せられる新事実が明るみに出た。従前、残片の標記自体が明示する郷名は、僅かに「平康」(⑬)・「洪池」(⑰)・「玉關」(⑰)三郷のみに止まっていた。今般さらに、「慈惠」「莫高」「赤心」各郷の諸段までもの遺存が、再生した本文を伴って、新たに解明されたのである。一般的に租税の賦課・納入は郷ごとにまとめられていたという旧来の税制研究の知見を、<sup>(36)</sup>新出の税草史料からも再確認できたとと言える。では抑々本史料の価値たるや如何。

税草研究では、畝あたり納草額の算出や収穫量に対する税率の復原も重要な検討事項であった。だが、張氏婦義軍期に関しては、史料の鮮少さに阻まれて、算定は心許ない実情にある。八六五年前後と推定される僅々八行の断簡P.2222F「宋剛剛等受田曆」<sup>(37)</sup>が唯一の史料であり、しかも、受田額・納草量ともに完存するのは、「受田壹頃壹拾貳畝、納草陸拾柒束」とある「索清子」のただ一条のみ。この困難な史料状況の中にあつて先学は、毎畝〇・六束

という得難い数値を算出された<sup>(38)</sup>。このたび、「三十七畝」(史料ii)・「草壹車」(釈文i)の如くに両データが具備する「杜常住」(慈惠郷)の一例が新たに得られたのは貴重な成果であろう。「廿束」の納付者が比較的多数を占める本「納草曆」の中には、稀ながら「肆拾束」(③季六子)も見出された。「車」とはそれを超える数量であろうから、少なくとも毎畝一束以上の概算値が求められる。二、三十年を隔てた倍近い増額・加重は一体なにを意味するのであろうか。今後、計量単位「車」「束」の換算比率が判明・確定すれば、本事例は諸課題の討究に資する恰好の新素材となる。社会経済史の専門家による今後の究明に期待したい。

ところで、「納草曆」の切れ切れが貼付されていた写本とは、仏国立図書館所蔵<sup>Paris</sup>ペリオオ将来敦煌漢文文献中の、番号も相違し内容も区々な書巻の数々である。

P.4019は、A：書牘二断片、B：河西節度掌書記・儒林郎・試太常寺協律郎・張敖撰の『新集吉凶書儀』上下両巻(首題)、C：「鶯子賦」一卷(尾題)(題記「曹光晟書記」、都合三種の文献が混成した、損壞の著しい書巻。B背面には若干の雑写以外に、紙表と同じ書儀の一部が再度書写されている。C紙背には「乙巳年三月十三日」の社司転帖など幾つかの雑写あり。その他、*pièce*→4→fragment)→39(内16点欠失)の大小区々の碎片が付属している<sup>(39)</sup>。

P.339は、巻子の下半分を欠損した『竿経』<sup>(40)</sup>一卷并序(首題)残巻。紙背には「神贊」<sup>(41)</sup>ら数名の僧侶への織物(?)分配の書付が四行ある。*pièce*→4は個々別々な内容のもの<sup>(40)</sup>。

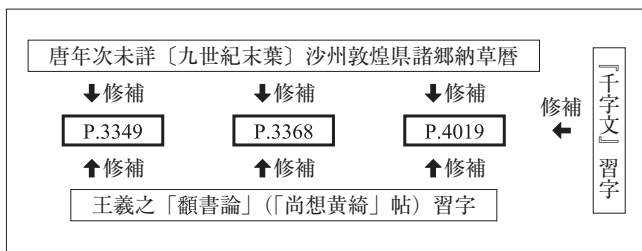
P.338は、『新集文詞九経抄』(擬題)の残本。*pièce*→7の断片資料四種が伴っている<sup>(41)</sup>。

これらは、仏典や五経の如き大部な典籍一具を構成する僚卷同士である訳でもなく、表面的には格別の接点は何

もない。

勿論、右掲諸書が学郎の学習文献の範疇に属するという一般的な特性は、一先ず指摘できよう。当時、州県の官学ないしは仏寺附設の寺学に於いて、その学生たる学郎（学士郎・学士）たちは、『論語』『孝経』を始めとする経書、『千字文』『開蒙要訓』等の識字課本、『新集文詞九経抄』『太公家教』『百行章』のような訓蒙書、王梵志詩・変文・「秦婦吟」「茶酒論」「鶯子賦」等々の通俗文学作品、その他に書儀の如き各種の実用書、などを学んでいた。P.4019・C「鶯子賦」の鈔写者・曹光晟は実際に学郎であった蓋然性が高い。P.2618『論語』巻第一（尾題）紙背の雜写にも亦た彼の名は検出され、「三月二十六日、曹光晟、子を書す。綺」との稚拙な文字が残っている<sup>(43)</sup>。その左側に同様に拙い筆致で「張喜進、黄（夏黄公）・綺（綺里季）を尙想するも、黄ふに」と記される張喜進は、紙表の巻末に「乾符三年、學士張喜進、念ず」とも識している<sup>(45)</sup>。又、P.2618に綴合するP.2681の巻首余白には、「維れ大唐乾符二年三月廿四日、沙州燉煌縣歸義軍學士張喜進、之を書記する也」という別筆の題記もある。學士張喜進の学友と思しき曹光晟の遊び書きも同時期のものとすれば、それよりも数段は健筆の「鶯子賦」が乾符二年<sup>(875)</sup>・三年より数年は後の写本たるは疑いを容れない。しかもそれは、C紙背の社司転帖に見える「乙巳年」（885）を下ることはなからう。「鶯子賦」の題記では肩書こそ冠せぬものの、曹光晟が学郎であった可能性は非常に濃厚である。

尤も、P.3349はもとより、現存の『算経』諸本<sup>(47)</sup>には学郎の題記は皆無である。しかし、該書は九九表をも含むので、初等算術を学ぶための童蒙書的な機能を併せ持つと言える。一連の学習文献群の中に『算経』を類別・包摂し



たとしても強ち失当とはなされまい。

P.4019・P.3349・P.3368三件を学郎課本(官学や寺学に於いて学郎が個々に課業の中で誦読・鈔写などして学習する諸文献)なる枠組の下に概括することは決して難くはなからう。

だが、修補紙の分析を加味すれば、相互連関の密接性は、実際情況の中に位置付けて一層具体的に考察することが可能となる。小論の考証結果の意味するところは、即ち、特定の一時期——九世紀末葉の「納草曆」や、八八〇年前後<sup>(48)</sup>に浄写された「鷲子賦」等から推して、あまり年代の隔たらぬ、恐らくは十世紀初頭の頃——に、或る無名氏が三点的の写巻を一括して補修したという紛れもない事実である。この人物は果たして他ならぬ所有者自身なのか、或いは単なる修繕者に止まるのか、二通りの解釈の余地は依然として残されるものの、よしんば後者であるとしても共用する同学ではあったであろう。

一連の図書系列の緊密・不可分な一体性に鑑みる限り、個人専有か同門共有かの相違に拘らず、この三巻は一学舎内にて一類の蔵書として扱われ、擦り切れんばかりに日々熱心に披見・学習されていたことは間違いない。三点一纏めの修繕には、王羲之「額書論」(「尚想黃綺」帖)の習字(P.4019)と、fragment 16a-f・fragment 22・27・35、P.3349)と、P.3368)も亦た活用された(上掲の模式図、参照)。「納草曆」を用いたのと同じ修理の一環とみて大過ない。因みに、時期未詳ながら、P.4019の補修には『千字文』習字<sup>(50)</sup>の

反故紙も使われている。同類の素材が手近に沢山ある学塾ならではの光景が眼前に彷彿としてこよう。付属細片pieceを媒介にして写卷同士の相互関係を見極めんとする、このような分析手法は、「修補紙系聯法」でも命名できるであろうか。典籍の末尾に自署された明示的な題記に依拠する伝統的な方法によってではなく、写本それ自体に刻印された沈黙の物証に書卷の来歴を自ら物語らせる、古写本学的な研究の一つの試みである。P.4019・P.3349・P.3368に貼付されていたもう一組の補修紙、すなわち、王羲之「顰書論」(「尚想黄綺」帖)の習字については、機会を改めて別途詳論することとしたい。

参考文献・略号一覧(一)内の如くに略記)

- ▼中国社会科学院歴史研究所・中国敦煌吐魯番学会敦煌古文献編輯委員会・英国国家図書館・倫敦大学亜非学院合編『英藏敦煌文献(漢文仏經以外部份)』1~14(四川人民出版社,一九九〇~一九九五)。【英藏敦煌】
  - ▼俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所・俄羅斯科学院東方文学部・上海古籍出版社編『俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所藏敦煌文献』1~17(上海古籍出版社,一九九二~二〇〇一)。
  - ▼法国国家図書館・上海古籍出版社編『法国国家図書館藏敦煌西域文献』1~34(上海古籍出版社,一九九四~二〇〇
- 五)。
- ▼任繼愈主編・中国国家図書館編『中国国家図書館藏敦煌遺書』1~146(北京図書館出版社,二〇〇五~二〇一二)。
  - ▼*Tun-huang and Turfan Documents Concerning Social and Economic History*, Tokyo, Toyo Bunko.
  - II Census Registers (A) (B)*, co-ed. by Tatsuro YAMAMOTO & Yoshikazu DOHI, 1985, 1984.
  - III Contracts (A) (B)*, co-ed. by Tatsuro YAMAMOTO & On IKEDA, 1987, 1986.
  - IV She Associations and Related Documents (A) (B)*, co-ed. by Tatsuro YAMAMOTO, Yoshikazu DOHI et al., 1989,

1988。(実際の頒布は2000)

Supplement (A) (B), co-ed. by YAMAMOTO Tatsuro, IKEDA On et al., 2001.

(A) *Introduction & Texts*, (B) *Plates*. 【TTD】

▼唐耕耦・陸宏基編『敦煌社会經濟文献真蹟積録』第一輯(書目文獻出版社、一九八六)、第二～五輯(全國圖書館文獻縮微複製中心、一九九〇)。【真蹟積録】

▼郝春文主編『英藏敦煌社会歷史文獻積録』1(科学出版社、二〇〇一)、2～13(社会科学文献出版社、二〇〇三～二〇一五)。【英藏積録】

▼寧可・郝春文輯校『敦煌社邑文書輯校』(江蘇古籍出版社、一九九七)。【社邑文書】

▼沙知『敦煌契約文書輯校』(江蘇古籍出版社、一九九八)。【契約文書】

▼羅振玉『羅雪堂先生全集』三編(文華出版公司、一九七〇)、四編(大通書局、一九七二)。【雪堂全集】

▼池田温『中国古代籍帳研究概観・録文』(東京大学出版会、一九七九)。【籍帳研究】

▼Lionel Giles, *Descriptive Catalogue of the Chinese Manuscripts from Tunhuang in the British Museum*, London, The Trustees of the British Museum, 1957.

九世紀末葉敦煌諸郷「納草曆」の復原 海野

▼Jacques Gernet, Wu Chi-yu co-ed., *Catalogue des Manuscrits chinois de Touen-houang (Fonds Pelliot chinois de la Bibliothèque Nationale) Vol.I Nos 2001-2500*, Paris, Bibliothèque Nationale, 1970; Michel Soyminié ed., *Vol.III Nos 3001-3500*, Fondation Singer-Polignac, 1983; *Vol.IV Nos 4001-4000*, École française d'Extrême-Orient, 1991; *Vol.V Nos 2501-3000*は冊子書籍としては未刊行だが、内容はDPを通じて閲覧可能) 【伯氏漢目】

▼敦煌研究院編『敦煌遺書總目索引新編』(中華書局、二〇〇〇)。

▼国家図書館善本特藏部編『英藏法藏敦煌遺書研究按号索引』(国家図書館出版社、二〇〇九)。

▼土肥義和編『八世紀末期～十一世紀初期 敦煌氏族人名集 成——氏族人名篇 人名篇——』(汲古書院、二〇一五)。【人名集成】

## 註

(1) 例えば、経書写本の復原に関しては許建平『敦煌経籍叙録』(中華書局、二〇〇六)、張涌泉主編審訂『敦煌経部文献合集』1～11(中華書局、二〇〇八)が最も精緻・周

到である。綴合の具体的な作業手順や留意点などについては、張涌泉『敦煌写本文献学』（甘肅教育出版社、二〇一三）第十六章「敦煌殘卷的綴合」、参照。

(2) 註(1) 所掲張涌泉書・第十六章、五五八〜五六〇頁、参照。

(3) 帰義軍期敦煌の税草については、堀敏一「中唐以後敦煌地域における税制度」（初出一九九九、『唐末五代変革期の政治と経済』、汲古書院、二〇〇二、所収）四三八〜四四〇頁、雷紹鋒『帰義軍賦役制度初探』（洪業文化事業有限公司、二〇〇〇）九三〜九八頁、劉進宝『唐宋之際帰義軍経済史研究』（中国社会科学出版社、二〇〇七）一三〇〜一四五頁、赤木崇敏「帰義軍時代敦煌オアシスの税草徴発と文書行政」（『待兼山論叢』四一（史学篇）、二〇〇七）、参照。なお、賦税制度全般の研究史を簡便に回顧するには、李錦綉『敦煌吐魯番文書与唐史研究』（福建人民出版社、二〇〇六）第四章「財政」第二節「賦税制度」五「吐蕃・帰義軍時期賦税」（二八六〜一九二頁）がよい。

(4) 劉銘恕「王羲之書論」（『劉銘恕考古文集』上巻、河南人民出版社、二〇一三、所収）、池田温「敦煌本に見える王羲之論書」（『中国書論大系』第六巻・宋3「月報5」、二玄社、一九七九）、福田哲之「唐代人が手習いした王羲

之の実態 吐魯番出土文書」（『文字の発見が歴史をゆるがす——20世紀中国出土文字資料の証言——』、二玄社、二〇〇三、所収）、榮新江「王羲之《尚想黃綺帖》在西域の流伝」（『絲綢之路与東西文化交流』、北京大学出版社、二〇一五、所収）、註(1) 所掲張涌泉書（二〇七頁）、参照。

(5) 写真図版1〜4に付記した寸法・紙色など古写本学的なデータに関しては、『伯氏漢目』V（二六頁）、Ⅲ（二八四〜五頁、三〇〇頁）、参照。但し、①〜⑫については、『伯氏漢目』には「6×10cm」と記されるばかりで必要な情報が具備せぬので、BFLのGalleisの公開画像に基づいて筆者が独自に計測した数値を以て補完した。

(6) ①〜⑫の約三十名の内、二十五名の人名判読には、土肥義和編『人名集成』が頗る有用である。但し、拙稿と積読を異にする箇所も若干ある。例えば、03223「何赤安」（二二六頁）は「何再安」①であろう。なお、⑭⑮⑯⑰⑱の人名は、採録対象から漏れており記載は無い。他方、⑳の十数人中の五名は、夙に『伯氏漢目』Ⅲ（三〇〇頁）に収載。

(7) 税草の計量単位「束」については、劉進宝「唐五代『税草』所用量詞考釈」（註(3) 所掲劉進宝書、所収）が詳論している。元楨「彈奏劍南東川節度使狀」（『元氏長慶



集』卷三十七)には「每束重二十一斤」とある一方、「圍」なる単位が「束」と等量を意味する場合には、『唐六典』卷十七・太僕寺・典廐署条の「每圍以三尺爲限也」などに基づいて、「圍」≡直径一尺・周長三尺と考えられる、という(二四九頁)。

(8) 「車」とは、「柴」「茨柴」「刺柴」「磨柴」「檉」「白刺」「枝」など、柴薪の類の計量にも常用される量詞である。

唐耕耦『敦煌寺院會計文書研究』(新文豐出版、一九九七。四四〇～五頁)、王啓濤『吐魯番出土文獻詞典』(巴蜀書社、二〇一二。一九一～二頁)、参照。尤も、「草」での用例は稀である。なお、「車」と「束」との換算比率は未詳。洪藝芳『敦煌吐魯番文書中之量詞研究』(文津出版社、二〇〇〇)でも説明されていない(三八七～九頁、参照)。

(9) 「車廂」はまた「車箱」とも表記。「車箱」が「車」と同一用法の量詞であることは、洪藝芳『敦煌社会経済文書中之量詞研究』(文津出版社、二〇〇四)に言及がある(一一四頁)。洪氏引用の「戊年沙州諸寺丁壯車牛役部」(S.542v + BD9606v)なる帳簿には、「麥草兩車箱」「草一車」「草一車箱」等とあり(『英藏積録』3、一三五～六頁)、本「納草曆」での同様の互用法とも考え併せてみるに、その所見は妥当であろう。但、同「役部」史料には他方で

「鑿三車」「椽一車」「淤二車」「搏一車」「沙十車」などと記されながらも、それら日干煉瓦・垂木・泥・焼煉瓦・砂のような重量資材に対しては「車箱」は用いられていない。「車廂」「車箱」の適用は比較的軽量の積載物の場合に限られていたのやもしれぬ。

(10) 『人名集成』00466「安通達」の項(二〇頁)など、参照。因みに、『法藏敦煌』での擬題は以下の通り不統一かつ不正確。①⑬は「書儀等殘片」(30、三六八～九頁)、⑭⑮は「柴草曆」(23、二八三頁)、⑯⑰は「納柴曆」(23、三五八～九頁)、⑱は「洪池郷玉關郷文書殘片」(23、三五九頁)。他方、『伯氏漢目』は、P.4019piece2 (①～⑫)を「秣の會計報告」(V、一六頁)、P.3368piece2～5 (⑬～⑱)を「未詳飼料幾何量を伴った人名リスト」(Ⅲ、三〇〇頁)と記述する。両条とも計量単位への言及もあり、記述はより詳細。しかし、三点の写本に分属する一群のpieceを関連づけ統合しようとする視点は、旧来いずれの目録でも皆無であった。なお、「曆」とは何らかのものを端から順に並べ記したものを意味し、「破除曆」(≡支出簿、「牌子曆」(≡名札の列記、すなはち名簿)など)と使「う(藤枝見『敦煌曆日譜』、『東方学報 京都』45、一九七三。四一三頁)。(11) 『TTD』IV・51(二六頁)、『社邑文書』(一三七～八

- 頁)、『英藏敦煌』3(六一頁)、『英藏積録』6(四二八頁)。  
 (12) 『TTD』III・370(一一五～一六頁)、『真蹟積録』二(一五頁)、『契約文書』(三三四～六頁)、『英藏敦煌』9(一一三頁)、池田温『中国古代の租佃契(上)』(『東洋文化研究所紀要』60、一九七三。二九～三二頁)。夙に『伯氏漢目』V(一六頁)がS.5927vの「劉加興」に言及。  
 (13) 概言すれば九世紀末葉だが、八八〇年代頃の蓋然性が高。『安進達』(⑮P.3349pieces)・「王屯」(④P.4019piece 2d)・「王文英」(⑯P.3368pieces・pieces)は、「c.中期」と年代比定されるP.3249v「將龍光顏等隊下名單」にも現れるからである(『人名集成』00366、一六頁；02759、一〇八頁；02852、一一二頁)。該「名單」列記の人名にこの一言しおくと、「張曹」はS.2041「儒風坊西巷村隣社社条」の「丙寅年(84)三月四日」補足追記の条にも登場し(竺沙雅章「敦煌出土「社」文書の研究」、初出一九六四。『増訂版 中国仏教社会史研究』、朋友書店、二〇〇二、所収。五〇六～五一一頁、参照)、『齋像奴』(『齋興清』P.3643pieces)「咸通二年(86)齋像奴売地契」にも見出せる。『人名集成』による「名單」の時期推定は概ね妥当であろう。
- (14) 『籍帳研究』(五九八～六〇二頁)、『真蹟積録』二(四一七～四三六頁)、『法藏敦煌』24(一五〇～一五頁)。  
 (15) 『籍帳研究』(五八九～五九〇頁)、『真蹟積録』二(四七四～六頁)、『TTD』II(A)・XCVI(一〇六～八頁)、II(B)(一五〇～一頁)、『法藏敦煌』24(四七頁)、羅振玉『貞松堂藏西陲秘籍叢殘續』「先天大順等戶籍四種」(『雪堂全集』三編九、三三三三～三五頁)、『沙州文録補』「大順二年殘戶籍」(『雪堂全集』四編十二、五八〇七～九頁)。  
 (16) 雷紹鋒『P.3418背《唐沙州諸鄉欠枝夫人戶名目》研究』(『敦煌研究』一九九八—二)、註(3)所掲雷紹鋒書(七八～九三頁)、参照。  
 (17) 『籍帳研究』(五九八頁)。註(16)所掲雷紹鋒論文(一〇八頁)、(3)所掲雷紹鋒書(八〇～八一頁)、参照。  
 (18) 註(3)所掲堀論文、四三四頁。  
 (19) 文字の釈読に際しては、『籍帳研究』(六〇一～二頁)と『真蹟積録』二(四三四頁)とを適宜参照したが、Gallieaの公開画像に基づき独自に一部釈文を改めている箇所がある。  
 (20) 池田温「敦煌における土地税役制をめぐって——九世紀を中心として——」(初出一九九〇。『唐史論攷——氏族制と均田制——』、汲古書院、二〇一四、所収)、六三二頁。

(21) 佐竹靖彦「唐末宋初の敦煌地方における戸籍制度の変質について」(初出一九七〇。『唐宋変革の地域的研究』、同朋舎、一九九〇、所収)、一六四―五頁、参照。

(22) 原文「都受田參拾捌畝。請城東第一渠地壹段貳畝、東至子渠、西至趙約子、南至張文、北至河」。均田制崩壊後、耕地の私有は農民の「請田」を経て政府公認のものとなり、かかる申告手続きを踏まえて官衙にて作成されたのが「受田簿」である(陳国燦「從帰義軍受田簿看唐後期の請田制度」、『敦煌学史事新証』、甘肅教育出版社、二〇〇二、所収、参照)。「請」一字の存在には、そのような制度的背景がある。

(23) 李正宇「唐宋時代敦煌渠系簡志」(『敦煌史地新論』、新文豊出版、一九九六、所収)、一二六・一二八―九頁、及び挿図二「唐宋時代敦煌渠系位置及渠系分佈示意図」、参照。

(24) 土肥義和氏は「石祿山磨」四字を人名として採録する(『人名集成』07907、三〇五頁)。釈読自体は正しく、③の写真でも「磨」一字は厳存する。ソグデアナのシャーシユ(石)国にルーツを有する「石」姓のソグド人ゆえ、「祿山磨」なる三字名であっても不思議はないかもしれぬ。しかし、史料 i では「石祿山」とあるのみ。「磨」は果たして

名前の一部なのか。当該部は「石祿山磨草壹車」なる記述である。「丙午年九月一日納磨草人名目」と標題を掲げる断卷史料(P.5038)に鑑みれば(『真蹟積録』二(四四二頁)は「磨菓」と釈読するが、「菓」ではなく、「草」の俗字「草」である。「伯氏漢目」V(五四九頁)では正しく「磨草」に作る。黄征『敦煌俗字典』、上海教育出版社、二〇〇五、参照)、まぐさには或いは「磨草」なる種別も存在したのではなからうか。因みに、P.6002(1)「辰年某寺諸色人破曆(曆)会牒残卷」なる収支決算報告書には、「茨柴叁車、檉兩車半、磨柴兩車」とあり(『真蹟積録』三、三一―三頁)、柴薪では「磨柴」なる一類が有った。

(25) 土肥義和氏は「郭歲載?」と判読している(『人名集成』03732、一四五頁)。

(26) 「人名リスト」は、『法藏敦煌』18(一三三頁)では印刷不鮮明のため、文字の判読は容易ではない。釈読はGallicaの精細なカラー写真に基づいて行なった。なお、「郭歲達」は「人名リスト」の第八行にも現れる。

(27) FUJIEDA Akira, "The Tunhuang Manuscripts. A General Description Part I", *Zinbun* 9, 1966, pp. 16-7, pp. 27-8.

(28) 結語で後述の通り、P.4019本体は、内容の相違するA・B・C三種の文献の寄せ集めである。『伯氏漢目』V(一

- 三(一六頁)では、それぞれの寸法を、 $27 \times 42 \text{cm}$ 、 $28.5 \times 152 \text{cm}$ 、 $26.5 \times 98.5 \text{cm}$ と示している。つまり紙高は $26.5 \sim 28.5 \text{cm}$ であった。因みに、写経用紙は「天地 $27 \text{cm}$ の「小尺」サイズを用いるのが通例 (n. (27), Fujitoda, *op.cit.*)」。
- (29) 『籍帳研究』(五九八頁)、『真蹟積録』二(四二七～八頁)、『法藏敦煌』24(一五〇～一頁)。
- (30) 註(23) 所掲李正宇論文、一三三～四頁、参照。
- (31) 鄭炳林「晚唐五代敦煌村莊聚落輯考」(『敦煌帰義軍史專題研究統編』、蘭州大学出版社、二〇〇三、所収)、八〇～一頁、参照。
- (32) 『TTD』IV (A)・227(九一～一頁)・IV (B)・227(九七頁)、『英藏敦煌』2(一五六頁)、『英藏積録』4(二六～八頁)。
- (33) 註(13) 所掲竺沙論文、参照。
- (34) 『籍帳研究』(六〇〇頁)、『真蹟積録』二(四三二～二頁)、『法藏敦煌』24(一五二～三頁)。
- (35) 註(23) 所掲李正宇書、挿図二、参照。
- (36) 註(20) 所掲池田論文(六二九頁)、註(3) 所掲堀論文(四二三頁)、雷紹鋒書(九三頁)、劉進宝書(一四二～三頁)、参照。税草徴収の実務面も解明されているが(註(3) 所掲赤木論文)、今その点は割愛し、「納草曆」構成形式との関連にのみ言及しておく。
- (37) 『真蹟積録』二(三二七頁)、『法藏敦煌』9(一三三五頁)。
- (38) 註(3) 所掲劉進宝書(一三九～一四一頁)、雷紹鋒書(九五～八頁)、参照。
- (39) 『伯氏漢目』V(一三二～二〇頁)、参照。なお、「乙巳年」を同書は九四五年に当てるが、『TTD』IV・50(二五頁)の推定する八八五年が穩当。理由の第一は、曹光晟の学齡期が乾符年間(874～879)頃に当たり(本文後述)、中和五年(885)に近接すること。第二に、B背面の曆日抄録が乾符三年のものと推定されること。それは、丁卯廿日に春分を迎える大月の、某年二月の僅か六日間分の抜粋だが、九～十世紀にて春分が丁卯に当たる乾符三年と太平興国四年(979)の内、中原の曆とのズレが一日に止まる前者が妥当である。朔日干支は「己酉朔」より早い「戊申朔」で、敦煌曆日の一補完例となろう。春分干支に関しては、王双懷主編『中華日曆通典』(吉林文史出版社、二〇〇六)など、参照。
- (40) 『伯氏漢目』Ⅲ(一八三～五頁)、参照。S.6259は欠失した卷子の下半分の一部である。金少華「跋日本杏雨書屋藏敦煌本《算経》残卷」(『敦煌学輯刊』二〇一〇一四)、『

参照。

(41) 『伯氏漢目』Ⅲ(二九九～三〇一頁)、参照。『新集文詞九經抄』に関しては、鄭阿財『敦煌写卷新集文詞九經抄研究』(文史哲出版社、一九八九)、後註(42)所掲鄭朱共著(二八七～三四頁)、伊藤書・第二部第五章「教訓的類書『新集文詞九經抄』」など、参照。

(42) 高明士「敦煌的官学——以七至十世紀為主——」・敦煌的私学——以七至十世紀為主——」(『中国中古的教育与学礼』、台湾大学出版中心、二〇〇五、所収)、伊藤美重子『敦煌文書にみる学校教育』(汲古書院、二〇〇八)第一部第二章「敦煌の学校教材」、鄭阿財・朱鳳玉『敦煌蒙書研究』(甘肅教育出版社、二〇〇二)など、参照。

(43) 原文「三月二十六日、曹光晟書字。綺」。『法藏敦煌』16(二九七頁)。「子」と誤記した後に「之」と上書き訂正したらしい。註(44)(45)の事例共々、書写学習の実相が垣間見える。

(44) 原文「張喜進、尙想黃綺、<sup>(意)</sup>竟」。『法藏敦煌』16(二九七頁)。王羲之「額書論」(「尙想黃綺」帖)冒頭の五文字。「黃」字に引き摺られて「意」の「心」を書き損じ、故に中途で止めたのであろう。P.2821卷首余白にも「額書論」雑写がある。『法藏敦煌』17(二二八頁)。

九世紀末葉敦煌諸郷「納草曆」の復原 海野

(45) 原文「乾符三年、學士張喜進念」。『法藏敦煌』16(二九五頁)。「士」を「土」と誤記。

(46) 原文「維大唐乾符二年三月廿四日、沙州燉煌縣歸義軍學士張喜進、書記之也」。『法藏敦煌』17(二二八頁)。何故か註(45)の翌年の手蹟より相当麗筆。或いは師匠の手本か。

(47) P.3349+S.5859, S.19+Jx3903…+J3037R, S.5779. 前二者の『算経』写本の綴合に関しては、註(40)所掲金少華論文、参照。

(48) 伏俊連は咸通(860～873)頃(『敦煌賦校注』、甘肅人民出版社、一九九四。四一八頁)、顏廷亮は九一四～九二五年の間(「関于《燕子賦》(甲)的写本年代問題」、『隴上學人文存・顏廷亮卷』、甘肅人民出版社、二〇一一、所収。一五五頁)と推測するが、当たらない。

(49) P.4019piece4・fragment6a-r・27及びP.3368piece7個々の内容特定に関しては、『伯氏漢目』V(一七～一九頁)と沃興華『敦煌書法芸術』(上海人民出版社、一九九四。五四頁)を各々参照。従前、P.4019fragment22・33-r/P.3349piece4は同定されておらず、三点の写巻に分属する一群のpieceを関連づけ統合しようとする先行研究も皆無であった。

(50) fragment20・21・23・26・28・31・33・36ab・39十片  
 (張新朋『敦煌写本《開蒙要訓》研究』、中国社会科学出版社、二〇一三。一四九～一五〇頁)の他に、管見の限り fragment19・30・32三点も『千字文』習字の碎片である。更に、B巻首にも断簡が付着・残存している。なお、fragment33の表層が薄く剥離してpiece2bの背面に貼り付いている。

【附記】本稿は、公益財団法人・武田科学振興財団「二〇一五年度杏雨書屋研究奨励」の採択課題「童蒙教材としての王羲之「額書論」(「尚想黄綺」帖)——敦煌写本・羽64ノ二Rに見るプレ「千字文」課本の順朱——」の研究成果の一部である。

(一関工業高等専門学校・非常勤講師)

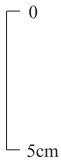
【写真図版 4】



⑥P.4019piece2f BnF  
3.0×9.8cm 10YR6/4



⑧P.4019piece2h BnF  
4.0×8.3cm 10YR6/4



⑨P.4019piece2i BnF  
4.4×7.9cm 10YR6/4

【釈文 4】

⑥P.4019piece2f

索  
 俊?  
 ?  
 車 廂  
 ?  
 ?  
 壹  
 ?  
 ?

⑧P.4019piece2h

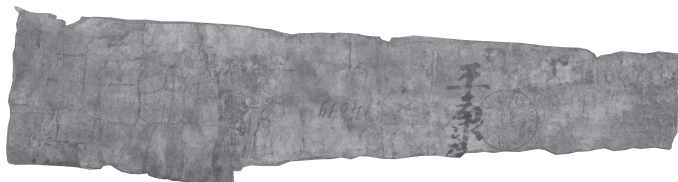
納草堂  
 ?  
 ?  
 肆?  
 ?  
 甘 束

⑨P.4019piece2i

晨奴  
 母阿張  
 ?  
 ?



0 5cm ⑩P.4019pièce2j BnF  
5.5×4.5cm 10YR6/4



⑬P.4019pièce3 BnF 5.8×24cm 黄土色 (10YR7/4)



⑮P.3349pièce3 BnF  
10.5×7cm ベージュ色

⑩ P.4019pièce2j

☒

☒ 肆束

☒ 盈甘束 郭骨

⑬ P.4019pièce3

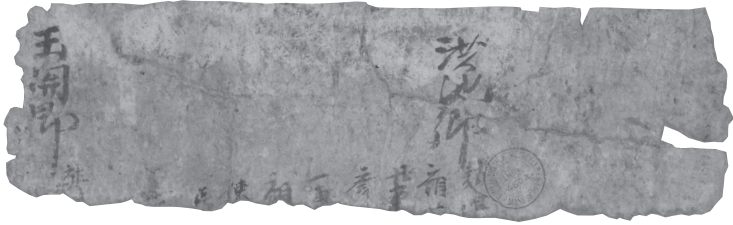
平康

⑮ P.3349pièce3

東? 杜神? 甘束

廂? 安進達一車廂

王悉



⑰P.3368pièce4 BnF 7.5×25.8cm 淡黃褐色 薄紙



⑱P.3368pièce5 BnF 13.8×17.1cm 淡黃褐色 薄紙

⑰P.3368pièce4  
洪池鄉 趙

玉關鄉 張? 東? 廂 一車? 甘東 廂 趙

⑱P.3368pièce5

馬? 達壹車 任恩子草壹  
甘六束 齊安件甘束 王 尹崇



Restoring Fragments of a Hay Tax Payment Record from Late 9th Century  
Dunhuang: On Pelliot chinois 3349, 3368, and 4019

UNNO Yohei

The fragments (*pièces*) accompanying three scrolls for students (*xuelang* 学郎) in the Dunhuang manuscript collection kept at the Bibliothèque nationale de France (namely, Pelliot chinois 3349, 3368, and 4019) were attached on their scrolls as mending paper. Eighteen of them have been found to be parts of a hay tax payment record (*nacaoli* 納草曆) dating to late 9th century Tang China. The task of restoring them, which is the topic of the present article, involved a comparison of names seen on the fragments with those found on two other contemporary documents, “List of Persons from the Sub-districts of Sha Prefecture with the Number of Bundles of Firewood in Arrears” (沙州諸鄉欠枝夫人戶名目; Pelliot chinois 3418 verso, not dated but presumed late 9th century) and “Household and Landholding Ledgers of Sha Prefecture” (沙州戶口受田簿; the manuscript formerly in the possession of late Luo Zhenyu (羅振玉) and Pelliot chinois 3384, dated Dashun 2 [891 CE]).

The results of the project are as follows. More than half of the *pièces* were successfully incorporated into the hay tax payment record as follows: “List of Persons from the Sub-districts of Dunhuang District of Sha Prefecture with the Number of Bundles or Wagons of Hay paid by each” (沙州敦煌縣諸鄉納草曆; not dated but presumed late 9th century)

Sub-district( <i>xiang</i> 鄉)	Pelliot chinois #	Fragment Match
Cihui 慈惠 <sup>1</sup>	4019	pièce2b+pièce2k+pièce2c+ pièce2a
unidentified <sup>2</sup>	4019	(just next to pièce2a) +pièce2g+pièce2l
Mogao 莫高 <sup>2</sup>	4019	pièce2e+pièce2d
	3349	+pièce3
Chixin 赤心 <sup>2</sup>	3368	pièce2 · pièce3
Pingkang 平康	4019	pièce3
Hongchi 洪池	3368	pièce4
Yuguan 玉關		

<sup>1</sup> Its heading is missing extremely from pièce2b.

<sup>2</sup> Their headings are found nowhere on the fragments.

The remaining fragments (P.4019pièce2f, pièce2h, pièce2i & pièce2j, P.3349pièce3, and P.3368pièce5) could not be matched with any *pièces* in the table above.

These findings reveal the three text-scrolls of various genres for students were repaired on one occasion, probably in the early 10th century, and also strongly suggest that the scrolls formerly belonged together as part of one collection in one school and was handled constantly by the students in their daily learning.